

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第10号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条第1項第3号イ</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1項第3号イ</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、人事委員会が定める特別の事情がある場合</u></p> <p>(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>(<u>条例第3条第5号</u>の人事委員会規則で定める保育)</p> <p>第5条 <u>条例第3条第5号</u>の人事委員会規則で定める保育は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。</p>	<p>(<u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第3条 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(育児休業等計画書)</u></p> <p>第5条 <u>条例第3条第5号又は第10条第6号の規定による申出は、育児休業等計画書(第1号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(<u>条例第3条第6号</u>の人事委員会規則で定める保育)</p> <p>第6条 <u>条例第3条第6号</u>の人事委員会規則で定める保育は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。</p>

(育児休業の承認の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書(第1号様式)により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日であるとき。

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。

2 略

3 前項の規定による届出は、育児休業等対象児出生届(第2号様式)により行うものとする。

4 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内

(育児休業の承認の請求手続)

第7条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書(第2号様式)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 略

3 前項の規定による届出は、育児休業等対象児出生届(第3号様式)により行うものとする。

4 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第8条 前条第1項及び第4項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第4項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第8条 略

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（第3号様式）により行うものとする。

3 第6条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

第9条・第10条 略

（育児短時間勤務計画書）

第11条 条例第10条第6号の規定による申出は、育児短時間勤務計画書（第4号様式）により行うものとする。

（条例第11条の人事委員会規則で定める日数及び時間）

第12条 略

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 略

2 第6条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 第6条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第14条 第8条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（部分休業の承認の請求手続）

第18条 略

2 第6条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第9条 略

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（第4号様式）により行うものとする。

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

第10条・第11条 略

（条例第11条の人事委員会規則で定める日数及び時間）

第12条 略

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 略

2 第7条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 第7条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第14条 第9条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（部分休業の承認の請求手続）

第18条 略

2 第7条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について

準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)
第20条 第8条の規定は、部分休業について準用する。

準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)
第20条 第9条の規定は、部分休業について準用する。

第1号様式(第5条関係)

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日			
殿			
所 属			
職・氏名			
職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第10条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し上げます。			
なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

- 注 1 該当する□には、**レ**印を記入すること。
- 2 育児休業等計画書は、育児休業承認(期間延長)請求書又は育児短時間勤務承認(期間延長)請求書と同時に(変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく)提出すること。
- 3 請求者の請求期間には、育児休業承認(期間延長)請求書又は育児短時間勤務承認(期間延長)請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第1号様式（第6条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書	
殿	年 月 日
所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄等	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の最初の延長
	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の再度の延長
	次の育児休業等が必要な事情 ①同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ②育児休業期間の再度の延長 ③非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業 ④非常勤職員の2歳までの子の育児休業
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名 育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、2歳までの子の育児休業とは条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養育する場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 6 この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。

第2号様式（第7条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書	
殿	年 月 日
所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄等	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
	再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名 育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、2歳までの子の育児休業とは条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。）又は労働基準法第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）。

第2号様式（第6条関係）

育児休業等対象児出生届

年 月 日	
殿	
所 属	
職・氏名	
次のとおり	年 月 日
育児休業 部分休業	
に係る子が出生しましたので届け出ます。	
1 育児休業等の請求に係る子の氏名	
2 育児休業等の請求に係る子の請求者との続柄等	
3 育児休業等の請求に係る子の生年月日	
4 育児休業等の請求期間	

- 注 1 「4 育児休業等の請求期間」には、育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書又は部分休業承認請求書に記入した請求期間を変更する場合には変更後の請求期間を記入すること。
- 2 この届には、育児休業等の請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。

第3号様式（第7条関係）

育児休業等対象児出生届

年 月 日	
殿	
所 属	
職・氏名	
次のとおり	年 月 日
育児休業 部分休業	
に係る子が出生しましたので届け出ます。	
1 育児休業等の請求に係る子の氏名	
2 育児休業等の請求に係る子の請求者との続柄	
3 育児休業等の請求に係る子の生年月日	
4 育児休業等の請求期間	

- 注 1 「4 育児休業等の請求期間」には、育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書又は部分休業承認請求書に記入した請求期間を変更する場合には変更後の請求期間を記入すること。
- 2 この届には、育児休業等の請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか又はその写し）を添付すること。

第4号様式（第11条関係）

育児短時間勤務計画書

年 月 日			
殿			
所 属			
職・氏名			
<p>職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり申し出ます。</p> <p>なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日	から	年 月 日まで
3 備 考			

- 注 1 該当する口には、印を記入すること。
- 2 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第5号様式（第13条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書

年 月 日	
殿	
所 属 職・氏名	
次のとおり育児短時間勤務の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の期間の延長
	再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務の期間の延長が必要な事情
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態 (地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の勤務の形態)	週 時間 分勤務
	勤務の日及び時間帯
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 5 育児短時間勤務の承認を請求する場合は、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書又は事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。

第5号様式（第13条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書

年 月 日	
殿	
所 属 職・氏名	
次のとおり育児短時間勤務の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の期間の延長
	再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務の期間の延長が必要な事情
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態 (地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の勤務の形態)	週 時間 分勤務
	勤務の日及び時間帯
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 5 育児短時間勤務の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること。

第6号様式（第18条関係）

(表)
部分休業承認（取消）請求書

年 月 日			
殿		所 属 職・氏名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生年月日	年 月 日		
2 請求期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分まで
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分まで
3 備 考			

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「2 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
 4 この請求書には、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
 5 「2 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

略

第6号様式（第18条関係）

(表)
部分休業承認（取消）請求書

年 月 日			
殿		所 属 職・氏名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生年月日	年 月 日		
2 請求期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分まで
3 備 考			

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「2 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
 4 この請求書には、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること。
 5 「2 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

略

附 則
この規則は、令和4年10月1日から施行する。